

令和3年度 東大宮地区体育会 総会

令和3年5月15日（土）18:00～

場所：龍光園

1、開会の挨拶

2、会長挨拶

3、議長選出

4、議事

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和2年度収支決算

第3号議案 監査報告

第4号議案 令和3年度事業計画（案）

第5号議案 令和3年度収支予算（案）

第6号議案 役員改選

5、閉会の挨拶

【令和2年度事業報告書】

I. 地区体育会主催

No.	月 日	曜日	事 業	備 考
1	5 月 21 日	日	監査	東大宮スポーツクラブ
2	5 月 16 日	日	東大宮地区体育会 総会	中止
3	6 月 27 日	土	東大宮地区体育会 総会 兼 第1回体育部長会	龍光園
4	7 月 19 日	日	宮崎市地区対抗ミニバレーボール大会予選会	中止
5	8 月 1 日	土	ラジオ体操会	中止
6	8 月 3 日	月	第2回体育部長会	東大宮スポーツクラブ
7	9 月 6 日	日	東大宮地区ソフトボール大会	中止
8	10 月 11 日	日	第3回体育部長会	東大宮スポーツクラブ
9	10 月 18 日	日	宮崎市地区対抗ミニバレーボール大会予選会	中止
10	2 月 7 日	土	宮崎市地区対抗グラウンドゴルフ大会予選会	中止
11	2 月 28 日	日	地区ミニバレー交流大会	東大宮小学校
12	3 月 19 日	金	役員会	東大宮コミュニティセンター
13	3 月 24 日	水	健康づくりグラウンドゴルフ大会	市民の森

II. 宮崎市主催

1	8 月 1 日	土	ラジオ体操会	中止
2	8 月 16 日	日	宮崎市地区対抗ミニバレーボール大会	中止
3	11 月 12 日	木	市体育会連合会会議	市会議棟:会長出席
4	11 月 22 日	日	宮崎市地区対抗ミニバレーボール大会(変更)	花ヶ島2種目・北花ヶ島2種目
5	1 月 17 日	日	宮崎市地区対抗駅伝競争大会	中止
6	3 月 6 日	土	宮崎市地区対抗グラウンドゴルフ大会	中止
7	2 月	日	市体育会連合会会議	中止

III. 参考:スポーツ推進委員(協力事業含む)

1	4 月 19 日	日	シーガイアジョギング・ユニファイド大会	中止
2	5 月 9 日	土	宮崎市スポーツ推進委員協議会総会	中止
3	5 月 17 日	日	第45回市民サイクリング大会	中止
5	8 月 8 日	土	早朝ウォーキング大会	中止
6	8 月 30 日	日	県スポーツ推進委員第1回研修会	中止
7	11 月 28 日	土	第60回県スポーツ推進委員研究大会	中止
	29 日	日		
8	12 月 13 日	日	第33回青島太平洋マラソン大会	中止
9	1 月 16 日	土	第63回九州地区スポーツ推進委員研究大会	中止
	17 日	日		
10	2 月 21 日	日	県スポーツ推進委員第2回研修会	中止

※他市大会、市スポ推協議会自主研修、各種研修、講習会及び各他団体の協力事業に参加

【 令和2年度収支決算書 】

(収入の部)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

	科 目	2年度予算	2年度決算	増減	摘 要
1	繰越金	38,143	38,143	0	預金:790円 現金:37,353円
2	補助金	120,000	120,000	0	市補助金 基本金:60,000円 実施大会回数:20,000円×2大会 主催:ミニバレー交流会 共催:健康づくりGG大会(クラブ)
3	参加費	100,000	12,300	87,700	ミニバレー:12,300円 ソフトボール:中止(コロナ禍) ビーチボールバレー:中止(コロナ禍) グラウンドゴルフ:中止(コロナ禍)
4	雑収入	0	2,747	△ 2,747	預金利息:1円 総会残金:2,746円
	計	258,143	173,190	84,953	

(支出の部)

	科 目	2年度予算	2年度決算	増減	摘 要
1	会議費	10,000	2,000	8,000	役員会、監査等
2	負担金	50,000	25,000	25,000	体育会連合会負担金 スポーツ推進委員協議会負担金等
3	体育費	85,000	29,674	55,326	各大会運営費 (賞品代等)
4	通信費	15,000	2,425	12,575	切手(総会及び各大会案内)
5	交通費	16,000	4,000	12,000	市連合会会長会・大会出席
6	消耗品費	8,000	0	8,000	
8	役員手当	55,000	55,000	0	会長・副会長・事務局
9	雑 費		0	0	
10	予備費	19,143	0	19,143	
	計	258,143	118,099	140,044	

収入	支出	残金	次年度繰越金
173,190	118,099	55,091	現金:9,300円 預金:45,791円(20,000円返金予定)

【令和3年度事業計画書】 (案)

I. 地区体育会主催

No.	月 日	曜日	事業	備考
1	5 月 日	日	監査	東大宮スポーツクラブ
2	5 月 15 日	土	東大宮地区体育会 総会 兼 第1回体育部長会	龍光園
3	7 月 18 日	日	宮崎市地区対抗ミニバレーボール大会予選会	東大宮小学校
4	8 月 日		第2回体育部長会	
5	9 月 26 日	日	東大宮地区ソフトボール大会	東大宮小学校
6	9 月 26 日	日	ラジオ体操会	東大宮小学校・宮崎東小学校
7	10 月 10 日	日	宮崎市地区対抗ビーチボールバレー大会予選会	東大宮小学校
8	2 月 5 日	土	宮崎市地区対抗グラウンドゴルフ大会予選会	市民の森
9	3 月 日	金	第3回体育部長会	東大宮コミュニティセンター

II. 宮崎市主催

1	9 月 26 日	土	ラジオ体操会	東大宮小学校・宮崎東小学校
2	7 月 23 日	日	宮崎市地区対抗ミニバレーボール大会	
3	月 日		市体育会連合会会議	
4	月 日	日	宮崎市地区対抗ビーチボールバレー大会予選会	
5	1 月 16 日	日	宮崎市地区対抗駅伝競争大会	生目の杜
6	3 月 12 日	土	宮崎市地区対抗グラウンドゴルフ大会	生目の杜
7	月 日		市体育会連合会会議	

III. 参考:東大宮スポーツクラブ主催(地区事業)

1	7 月 4 日	日	第5回ライフ・チャレンジ・ザ・ウォークin宮崎	市民の森
2	5月～6月	月	第3・4回ライフキッズスポーツクラブ	東大宮小学校
3	11 月 13 日	土	第2回ライフ・チャレンジ・親子GG大会	市民の森
4	未 定		第7回東大宮地区運動会	東大宮小学校 運動場

IV. 参考:スポーツ推進委員(協力事業含む)

1	4 月 18 日	日	シーガイアジョギング・ユニファイド大会	国際海浜エントランスプラザ
2	5 月 1 日	土	宮崎市スポーツ推進委員協議会総会	
3	5 月 16 日	日	第46回市民サイクリング大会	フェニックス自然動物園
4	7 月 4 日	日	県・生涯スポーツグローアップ講習会	全地区合同
5	7 月 31 日	土	早朝ウォーキング大会	トムワトソンゴルフコース
6	8 月 1 日	日	県スポーツ推進委員第1回研修会	兼:スポーツ習慣化促進研修会
7	11 月 27 日	土	第60回県スポーツ推進委員研究大会	小林市・えびの市・高原町
8	12 月 12 日	日	第34回青島太平洋マラソン大会	宮崎県総合運動公園
9	2 月 11 日	金	第64回九州地区スポーツ推進委員研究大会	鹿児島市
10	2 月 20 日	日	県スポーツ推進委員第2回研修会	県武道館

※他市大会、市スポ推協議会自主研修、各種研修、講習会及び各他団体の協力事業に参加

【 令和3年度収支予算書 】 (案)

(収入の部)

令和3年4月1日～令和4年3月31日

	科 目	2年度予算	2年度決算	3年度予算	増減	摘 要
1	繰越金	38,143	38,143	35,091	△ 3,052	
2	補助金	120,000	100,000	120,000	0	市補助金
3	参加費	100,000	12,300	100,000	0	3大会
4	雑収入	0	2,747	0	0	
	計	258,143	153,189	255,091	△ 3,052	

(支出の部)

	科 目	2年度予算	2年度決算	3年度予算	増減	摘 要
1	会議費	10,000	2,000	10,000	0	役員会、監査等
2	負担金	50,000	25,000	50,000	0	体育会連合会負担金 スポーツ推進委員協議会負担 金等
3	体育費	85,000	29,674	85,000	0	各大会運営費 (賞品代等)
4	通信費	15,000	2,425	15,000	0	切手(総会及び各大会案内)
5	交通費	16,000	4,000	16,000	0	市連合会会長会・大会出席
6	消耗品費	8,000	0	8,000	0	ミニバレーボール他
8	役員手当	55,000	55,000	55,000	0	会長・副会長・事務局
9	雑 費		0		0	
10	予備費	19,143	0	16,091	△ 3,052	
	計	258,143	118,099	255,091	△ 3,052	

【令和3年度・4年度 東大宮地区体育会 役員(案)】

会 長	河村 和憲	(北花ヶ島)
副会長	杉山 純一	(花ヶ島)
事務局	杉元 雅代	(東花ヶ島)
監 事	川内 克寛	(雁ヶ音西)
監 事	上別縄 武	(大将堀)
スポーツ推進委員	杉元 雅代	(東花ヶ島)
	小玉 順子	(波島1区)
	石川 玲子	(村角)
	齋藤 卓司	(大島平原)
有識者	岡留 辰郎	(花ヶ島)

※参照資料：東大宮地区体育会 組織構成員

- ① 各自治会長
- ② 各自治会体育部長及び体育関係役員
- ③ 有識者（スポーツ推進委員含む）

1.	村角
2.	火切塚
3.	波島1区
4.	波島2区
5.	波島3区
6.	波島4区
7.	大島町本村
8.	大島町原
9.	大島町平原
10.	大島町笹原

11.	大将堀
12.	神宮駅東団地
13.	花ヶ島
14.	東花ヶ島
15.	雁ヶ音東団地
16.	雁ヶ音西団地
17.	雁ヶ音北団地
18.	雁ヶ音中央団地
19.	雁ヶ音花ヶ崎団地
20.	北花ヶ島団地

21.	花ヶ島ニュータウン
22.	大島北団地
23.	大島団地
24.	大島西団地
25.	自由ヶ丘団地
26.	桜町

東大宮地区体育会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東大宮地区体育会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅におく。

(目的)

第3条 本会は、東大宮地区住民の体力の向上と融和並びに親睦を図る事を目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成する為、次の事業を行う。

- ① 市体育会主催の各種競技の参加に関する事。
- ② 地区内の各種競技の参加(開催)に関する事。
- ③ その他、目的遂行上必要と認める諸行事に関する事。

(組織)

第5条 本会は、東大宮地区内の区長(会長)及び体育部長、有識者をもって組織する。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 監事 2名
- ⑤ スポーツ推進委員

(役員を選出)

第7条 会長・副会長・監事は総会において選出する。
事務局長は会長が指名し、総会の承認を受ける。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は、次の通りとする。

- ① 会長は、本会の業務を統括し、会の代表となる。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長が事故のときは、会長の仕事を代行する。
- ③ スポーツ推進委員は、会の指導・運営に協力する。
- ④ 事務局長は、本会の庶務、会計事務及び総会、体育部長会の開催通知、諸事業の計画、競技大会の運営及び記録の整備等に関する事を行う。
- ⑤ 監事は、会計を監査しその状況を総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の仕事は、前任期間とする。

第3章 会 議

(会 議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

- ① 総 会
- ② 体育部長会

(総 会)

第11条 総会は、年度当初に会長が召集する。但し、必要に応じ臨時総会を召集することができる。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を審議決定する。

- ① 規約の改廃に関する事。
- ② 事業計画に関する事。
- ③ 予算の決定に関する事。
- ④ 予算の承認に関する事。
- ⑤ 役員を選出に関する事。

(体育部長会)

第13条 各区会より選出された体育部長をもって構成し、会長が召集する。

- ① 各競技大会の開催運営に関する事。
- ② 各区会の選手の育成に関する事
- ③ その他、会長より付議された事項。

第4章 会 計

(経 費)

第14条 本会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもってあてる。

- ① 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

第5章 細 則

(細 則)

第15条 本規約にない事項及び運営上必要な細則は、別に定めることができる。

(規約改正)

第16条 本規約は、役員会の決議によって随時改正し、総会の承認を受ける。

- 附則 (1) この規約は昭和54年4月1日より実施する。
- (2) この規約は昭和61年4月1日より1部改正を実施する。
 - (3) この規約は昭和63年4月1日より1部改正を実施する。
 - (4) この規約は平成4年4月25日より1部改正を実施する。
 - (5) この規約は平成19年4月12日より一部改正を実施する。
 - (6) この規約は平成22年5月18日より一部改正を実施する。
 - (7) この規約は平成24年4月27日より一部改正を実施する。
 - (8) この規約は平成27年5月16日より一部改正を実施する。

東大宮地区体育会役員報酬及び旅費規定

(目的)

第1条 この規定は、東大宮地区体育会の役員の報酬及び旅費について必要事項を定める。

(報酬)

第2条 役員の報酬はつぎのとおりとする。

- ① 会 長 25,000円
- ② 副会長 10,000円
- ③ 事務局長 20,000円

(旅費)

第3条 役員が宮崎市地区体育連合会総会もしくは、競技会等に出席したときは、旅費を支給する。

- ① 旅費は、車賃及び日当とする。
 - (1) 車賃は、バス賃実費とする。
 - (2) 日当は、1,500円とする。

(附 則)

- (1) この規約は、平成元年4月1日より実施する
- (2) この規約は、平成9年4月1日より実施する
- (3) この規約は平成22年5月18日より一部改正を実施する。